

主 な 改 正 事 項

改正後条項号	改正前条項号	改 正 事 項 の 概 要
第 7 編の 2	第 7 編の 2	「構造改革特別区域法」の一部改正に伴う条番号の修正を行った。
25 及び 26-共通 事項-1	28 及び 28 の 2- 共通事項-1	
25 及び 26-共通 事項-2	28 及び 28 の 2- 共通事項-2	
25 及び 26-共通 事項-4	28 及び 28 の 2- 共通事項-4	
25-1 及び 2-1	28-1 及び 2-1	
26-1-1	28 の 2-1-1	
26-1-2	28 の 2-1-2	
26-1-3	28 の 2-1-3	
26-1-4	28 の 2-1-4	
27-1-1	(新設)	
27-1-2	(新設)	
27-1-3	(新設)	
27-1-4	(新設)	
27-1-5	(新設)	
27-1-6	(新設)	
27-2-1	(新設)	「構造改革特別区域法」の一部改正により、構造改革特別区域内において清酒の製造免許を受けている者が、当該構造改革特別区域内の特定の施設において清酒の製造体験を提供する場合には、当該施設内に設ける一定の体験製造場をその者の既存の清酒の製造場と一の清酒の製造場とみなす旨の特例が措置されたことに伴う所要の整備を行った。
27-2-2	(新設)	
27-5-1	(新設)	
第 7 編の 3	第 7 編の 3	「構造改革特別区域法」の一部改正に伴う条番号の修正を行った。
14 の 2 及び 37 の 2-共通関係-1	14 の 2 及び 37 の 2-共通関係-1	
14 の 2 及び 37 の 2-共通関係-2	14 の 2 及び 37 の 2-共通関係-2	
第 7 編の 4	第 7 編の 4	「構造改革特別区域法」の一部改正に伴う条番号の修正を行った。
10-共通関係-1	10-共通関係-1	
10-共通関係-2	10-共通関係-2	